コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　MIZUNO CORPORATION

最終更新日：2015年6月29日

美津濃株式会社
代表取締役社長 水野 明人
問合せ先：経理財務部大阪経理課 藤井 宏幸
証券コード：8022
http://www.mizuno.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する。」という経営理念のもと、グループの企業価値向上には、経営判断の合理性・客観性、意思決定の迅速性・透明性が重要と考え、それらを実現できるコーポレート・ガバナンス体制の構築と強化に努めております。
当社は、グループ全体の経営効率を高め、適切な情報開示と説明責任を果たすことを使命ととらえ、内部統制システムがグループ全社に対して機能する責任を負っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人ミズノスポーツ振興財団	21,313,551	16.03
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,215,000	6.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,809,000	5.87
美津濃株式会社	6,463,671	4.86
NORTEHRN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,735,000	3.56
株式会社三井住友銀行	4,651,841	3.50
日本生命保険相互会社	3,420,540	2.57
美津濃従業員持株会	2,824,704	2.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,773,000	2.08
美津濃協栄会持株会	1,900,167	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧名称 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド)より平成22年11月8日に、大量保有報告書(変更報告書)の提出がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には記載しておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

(氏 名)シルチェスター・パートナーズ・リミテッド
(所有株式数)20,009,000株
(発行済株式数に対する所有株式数の割合)15.06%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小橋　鴻三	他の会社の出身者											
山添　俊作	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小橋　鴻三	○	――	小橋鴻三氏は、清水建設株式会社において執行役員及び取締役として、同社の経営執行に長らく携わってこられました。当社グループの企業価値向上には、公平な判断のもと客観的な立場から経営監督を行っていただくことが重要と考えております。そのような観点から、同氏の豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言は、取締役会をより活性化させるものと期待しており、社外取締役として選任いたしました。また、同氏は当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたしております。従いまして、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ることといたしました。
山添　俊作	○	――	山添俊作氏は、住友不動産販売株式会社において取締役及び執行役員として、同社の経営執行に長らく携わってこられました。また、現在、同社の監査役として、長年の経験や高い見識に基づき、同社の経営執行に対する監督の任を果たしておられます。そのような豊富な実績に裏づけられた、同氏の意見や提言は、経営執行の実効性を高めるうえで有益であると期待しており、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたしております。従いまして、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ることといたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査及び業務監査の遂行に責任を持ち、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人との緊密な連携を取っております。
監査体制、監査の実施状況、諸問題事項に関し会合を行うことにより、監査の実効性を保持しております。
また、監査役会と会計監査人は、年度末を含め各四半期の監査終了時点において会合を持ち、情報交換や意見交換を行い、経営執行者や業務遂行責任者に適宜フィードバックしております。
当社は、内部監査を遂行する組織として法務部内部監査室を有しております。内部監査室は、内部監査の結果や問題点などを監査役会に報告する体制を取っております。
さらに、監査役は自らの業務の遂行にあたり、その補助を内部監査室に指示するとともに、定期・不定期に情報交換を緊密に行い、業務監査の実効性を確保しております。また、適時に各事業所を訪問するなど、全社的な管理方針が均質的に実行されていることを点検、是正指導を行い、状況を監査役会に報告、提言しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
筒井 豊	他の会社の出身者								△					
寺澤 豊	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
筒井 豊	○	平成27年3月末まで当社の顧問弁護士でありました。	筒井豊氏は、弁護士資格を有し、主に法令や定款遵守に係る観点から、取締役会において意見を述べ、弁護士としての専門的見地から、取締役の経営執行をチェックする役割を最大限に果たすことができると考えるためであります。 また、業界慣習、事業領域、営業形態などに対し一切の偏見、先入観を持つことなく、経営執行や業務遂行から一定の距離を置く外部者の立場で、独立的・中立的に一般株主の視点に立った言動を行っており、社外監査役の人材として適任であります。 さらに、筒井氏は、独立役員としては、中立的・独立的立場から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
寺澤 豊	○	――	寺澤豊氏は、公認会計士として、豊富な会計監査実務の経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。主に財務・会計的な観点から取締役会において意見を述べ、公認会計士としての専門的見地から、取締役の経営執行をチェックする役割を最大限に果たすことができると考えるためであります。 また、業界慣習、事業領域、営業形態などに対し一切の偏見、先入観を持つことなく、経営執行や業務遂行から一定の距離を置く外部者の立場で、独立的・中立的に一般株主の視点に立った言動を行っており、社外監査役の人材として適任であります。 さらに、寺澤氏は、独立役員としては、中立的・独立的立場から一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

報酬の一部を業績に連動させる仕組みを検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役11名300百万円（第102期（平成27年3月期））

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に関しては、経営者として有能な人材を登用・確保できることを目的に、企業価値向上への貢献に対する意欲に直結する報酬体系としております。その算定方法については、東京証券取引所第一部上場で同規模企業の平均的な水準をベースにしつつも、ステークホルダーへの説明責任を果たせるよう透明性、公正性、合理性及び客観性を確保するよう制度化しております。また、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役など役職ごとに定額（月額）の基本報酬の額を定めており、当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により、加算または減算を行うこととしております。さらに、業績の状況及び業績への貢献度に応じて賞与を支払うこととしております。取締役に対する報酬限度額は、平成18年6月28日の第93回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めて年額6億円以内と決議されており、この範囲内で基本報酬の額及び賞与の額を取締役会にて決定しております。なお、平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

（社外取締役）
総合企画室が、社外取締役に対する連絡事務等を行うほか、取締役会の運営、議案の概要に関する可能な範囲での事前説明、その他必要情報の提供等を行っております。

（社外監査役）
法務部内部監査室が、社外監査役に対する連絡事務の補助等を行うほか、内部監査や検査の結果に基づき、監査役会への報告や提言を行うなど、社外監査役の経営執行チェックをサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社として、監査役会が取締役の経営や業務の執行を監視・監督する体制を採っております。新たに2名の社外取締役を加え、取締役会における意思決定や経営判断の合理性や透明性の向上を図ることといたしました。
監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名により構成され、経営執行から独立した立場で、当社の取締役の職務の適正性・妥当性に対するチェックを行うとともに、そのような監視・監督の範囲は当社グループ全社にまで及んでおります。
取締役会は、社外取締役2名を含め13名で構成されております。業務執行を行う社内取締役は、事業部門、取扱商品、販売チャネル、営業エリアなどの経営領域ごとに担当を有し、当社を含むグループ全社にわたって執行責任を負っております。

（業務執行）
当社の経営活動は、経営理念を長期経営方針、事業スローガン、年度方針に具現化し、設定した目標達成に向けて進捗度を多層的に管理し推進しております。そのため、効率的に経営資源を投入することにより収益性を向上させ、ステークホルダーへの適正な配分を行うことを重要な使命と考えております。
また、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。さらに、取締役会メンバーに事業部長・部門長が加わり、月1回開催される「経営会議」においては、各事業分野における業績進捗状況の報告が行われ、それらに係る意思決定を機動的に行っております。
（監査・監督）
監査・監督に関しましては、CSR推進委員会、調査委員会及びリスクマネジメント委員会が種々の経営リスクへの対応や危機管理を図っており、取締役会や監査役会への報告を迅速に行い、適正な経営執行や業務遂行が妨げられないよう再発防止や未然防止の機能がはたらく体制をとっております。
（指名、報酬決定）
取締役及び監査役の指名に関しましては、能力、資質、業績、経歴、人格等を総合的に勘案し、取締役会における審議・決定に基づく候補者を選任した上で、株主総会の決議により決定しております。また、役員報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として、監査役会が経営執行から独立した立場で、取締役の経営や業務の執行を監視・監督する体制を採っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を複数選任することにより、業界慣習や取引関係などの先入観を排除し、客観的・中立的な立場から経営を監督することが可能となっております。さらには、当社グループの社会的責任全般についての政策や方針を審議・決定し実行するため、代表取締役社長が委員長を務めるCSR推進委員会を設置しております。
当社としては、以上のような各体制が十分に機能することによって、コーポレート・ガバナンスの充実が図られ、公正で効率的な企業経営を実践できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主の方々のご出席の促進を図るため、一般的に予想される集中日を除外して、株主総会を開催することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主様の議決権行使について、電磁的方法（インターネットを利用）を用意することで、株主様の利便性によって選択いただけるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、有価証券報告書、内部統制報告書及び四半期報告書並びに決算短信をはじめとする適時開示資料、決算補足説明資料を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画室、経理財務部及び広報宣伝部が共同して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「倫理規範」、「ミズノ行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重に対し最大限の配慮を行っております。 また、「リスクマネジメントに関する規定」により、最重要事項の決定や発生について、適時適正に情報開示する体制を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、法務部グローバルCSR推進室を事務局とし、代表取締役社長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク・マネジメント、内部統制、環境保全、顧客満足、ステークホルダーズ満足、情報開示、社会貢献を主要な命題として取り組んでおります。 特に、環境保全については、1991年に地球環境保全プロジェクトを発足させ、環境マネジメント・システムの国際規格であるISO14001に基づき、環境目的、環境目標を定め、地球環境並びに地域環境の保全に務めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「倫理規範」、「ミズノ行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重に対し最大限の配慮を行っております。 また、「リスクマネジメントに関する規定」により、最重要事項の決定や発生について、適時適正に情報開示する体制を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成27年5月1日の改正会社法の施行を受け、「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの整備に関する基本方針）」の内容を一部改定し、同年5月8日の取締役会において決議いたしました。この改定により、当社は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制システムの整備に責任を持ち、子会社は当社と共通の方針管理のもとで事業活動を遂行するとともに、リスクマネジメントシステムの運用においても軌を一にすることを明確にいたしました。
子会社の取締役については、自主性や専門性を尊重しつつも、経営状況の報告や重要案件の決裁は、当社の担当取締役または取締役会が行う管理システムになっております。
財務報告の信頼性の確保については、経理財務担当取締役を委員長とする内部統制報告制度対応委員会を設置するとともに、内部統制に係る諸規程を制定し、金融商品取引法令の定めに従い、各グループ会社における全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、適正かつ有効な運用及び評価を行っております。当社は、このような内部統制システムを、財務報告の信頼性を確保するための仕組みとして位置づけております。
また、当社は、CSR推進委員会の下部組織にCSR調達委員会を設け、海外を含む製造委託先の労働環境や労務関係の改善に取組んでおります。さらに、法務部グローバルCSR室が、CSR推進委員会の決定事項を具体化しグループ全拠点に展開・推進しております。
当社グループは、当社が職務権限の範囲を定めた諸規程により、事業活動における取引権限を統制するとともに、営業部門や仕入部門などの機能に応じた取引規程を設け、統制強化に努めております。なお、１千万円以上の投融資案件は、すべて投融資委員会の審査を経た後に、取締役会において審議・承認される手続きとなっており、投融資実施後も同委員会による事後チェックと報告が行われております。
当社は、当社グループに係る決定事実、発生事実、及び業績予想の修正を含む決算に関する情報並びに連結業績に関する情報等、適時に開示すべき会社情報について、当社取締役会における決定等を受け、当該重要情報の開示を速やかに行う体制を採用しており、経理財務担当取締役が情報取扱責任者として、適時情報開示を統制しております。また、機密情報の取扱い等に係る諸規程により、機密情報の管理を徹底しております。さらに、インサイダー取引防止管理規程により、役員や従業員など内部者による株式の売買を常時モニタリングしており、不透明な株式の取引が行われないよう厳格に規制しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）
当社グループは、社会的規範、倫理に基づく行動を企業の重要な社会的責任として自覚し、反社会的勢力に対して利益供与は行わず、また、反社会的勢力からの不当な要求には決して応じないことを基本方針としております。
当社グループは、上記の基本的な考え方を、「倫理規範」、「ミズノ行動規範」に定め、グループ全社員に公開するとともに、教育を通じて周知徹底を図っております。
（反社会的勢力排除に向けた整備状況）
反社会的勢力の動向が事前に察知され、あるいは、現に何らかの行動が当社グループに対して起こされた場合の対応体制としては、「危機管理マニュアル」を定め、グループ全社に周知徹底することにより、組織的に対処できるよう備えております。具体的には、当社人事総務部を主管部門とし、関係各部門・子会社による横断的な組織を機動的に立ち上げ、情報の収集・交換・検討、当社取締役会への報告、並びに適時開示する体制を整備しており、弁護士等の外部専門家や警察等との連携を図ることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）、この基本方針を実現するための特別の取り組み（同条第3号ロ）について決議しております。

1.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社である当社における「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には当社の株主の意思に委ねられるべきものと考えます。
一方で、スポーツ品の製造・販売、スポーツ施設の運営などの事業を主体にグローバルで事業を展開する当社グループ全社の経営を統括する当社の経営にあたっては、専門的ノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先やスポーツ産業特有の選手・チーム・団体や連盟等のステークホルダーとの間に築かれた関係への理解が不可欠であり、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損する可能性があると考えます。
一段と激化する競争の中で、当社グループはスポーツ市場で「特徴あるブランド」として存在し続けていかなければならなりません。
当社のブランド価値の核となるものは、「テクノロジー」「クラフトマンシップ」「品質」といった商品への信頼感です。その信頼感の醸成のために、商品開発は当社のブランド価値向上の最も重要な要素です。スポーツ品の研究開発においては、素材の基礎研究から製品化に至るまで多くの開発プロセスを経ており、長期の年月をかけ、その技術やノウハウの蓄積や技術者の育成を行ってまいりました。
また、海外と国内の事業を連動させ、競争優位のビジネスモデルの構築を目指すため、海外生産拠点の最適化を図り、継続的な製品コストの低減を行うとともに、コアとなる生産技術水準を維持・継承することにも努めております。
加えて、当社グループは顧客との情緒的な繋がりを強める企業文化や社風（当社の個性）を生み出す努力を継続してまいりました。従業員教育に努め、フェアプレー、フレンドシップ、ファイティングスピリットを大切にし、アンフェアな行為を許さない企業風土を有しております。また、長年にわたり地域スポーツ団体へのサポートや、指導者育成をはじめとしたスポーツ振興活動を行うなど社会貢献にも積極的に努めております。これらの企業文化や社風は、取引先、消費者、各種競技団体において当社グループと＜ミズノ＞ブランドに対する信頼感を高めてまいりました。
以上のように、信頼という無形の付加価値がグループの社員と企業文化によって築かれ、ブランド資産となり企業価値の向上に大きな役割を果たしております。
当社では、100年以上にわたり築いてきたこれらの有形無形の財産が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模買付行為を行う者の下においても保全され、中長期的にその価値を向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は大きく毀損されることになると判断します。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、そのような大規模買付行為は不適切であると考えます。

2.基本方針を実現するための当社の取り組み
当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、下記の長期経営方針に沿って企業価値向上の具現化を図っております。
・新100年ブランドの創造
・世界企業ミズノの実現
・誇りある企業文化の育成
創業以来、商品の品質・機能の充実を通してユーザー満足度を高める努力を行ってきましたが、次の100年にも通用するブランド創造を第一に掲げました。それにはグループ全体での企業価値の最大化を目指すために国境を越えた連携でグローバル企業を目指し、さらに公正な企業活動のもと、挑戦的で活力のある企業文化を醸成していかなければなりません。
このためにも中長期的に以下のような重点目標を設定し、目標達成に向け経営資源を有効活用して企業価値を向上させていくこととしております。
＜海外市場でのシェア向上＞
海外市場におけるマーケティング活動のさらなる強化推進により、すでに評価の高い技術や機能性を強く訴求することが重要と考えております。高いレベルのパフォーマンスを追及するエンドユーザーが対象顧客である「専門店チャネル」を中心に、欧州・米州・アジア・オセアニアをはじめとする海外市場でのブランド認知度の拡大とシェアアップを図っております。
＜商品開発力の強化＞
ブランド差別化の源泉として、研究開発への人材と資金の投資を積極的に行ってまいります。すぐれた技術力により裏打ちされたスポーツシューズや、新素材の開発・採用に加え多様な機能性を発揮できる縫製技術を駆使するスポーツアパレルの領域は、グローバルでの市場規模が極めて大きく、これからの拡販余地が一層見込まれると考えます。従って、これらフットウエア＆アパレルを最重点で攻略する商品領域として成長させてまいります。
＜健康関連事業への取り組み強化＞
日本国内は、少子高齢化が加速するに伴いシニア層の人口構成比が増大し、人々の健康への意識が高まりそのための活動の機会が増えると想定されます。日常的なスポーツやトレーニングへの志向に対する需要をしっかり受けとめ、競技スポーツで培った技術やノウハウをベースに、そのような需要に応える商品とサービスを提供できるよう努めてまいります。

3.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針が承認され、当社は買収防衛策を導入いたしました。
この買収防衛策は、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し向上させることを前提としており、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則に則った具体的なルールであります。
大規模買付行為を受け入れるかどうかの最終判断は当社株主の皆様に委ねられるべきものであり、その判断のため、当社取締役会は大規模買付者からの提供情報に対し、評価・検討の上、取りまとめた意見や必要に応じ代替案を定められた期間内に開示いたします。
また、当社取締役会が敵対的な買収と評価し、社外監査役及び外部専門家で構成する株主利益評価委員会が対抗措置発動の勧告を行った場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動に関する最終的な意思決定を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

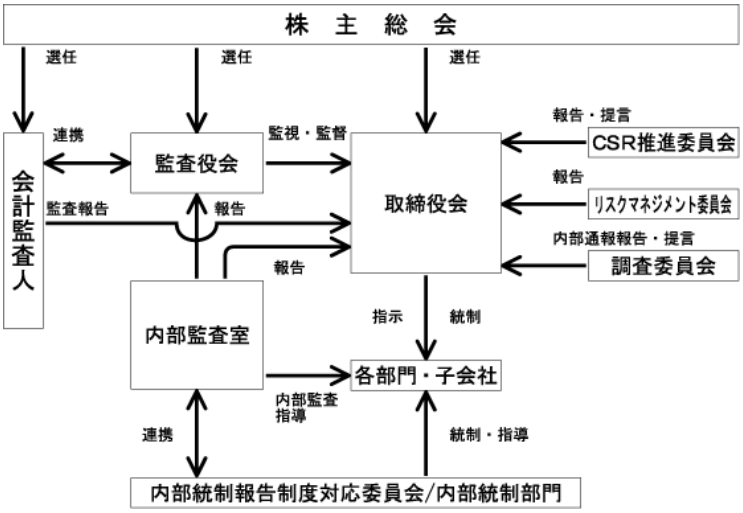
株　主　総　会
選任
選任
選任
会計監査人
連携
監査役会
監視・監督
取締役会
報告・提言
CSR推進委員会
報告
リスクマネジメント委員会
内部通報報告・提言
調査委員会
監査報告
報告
報告
内部監査室
指示
統制
各部門・子会社
内部監査
指導
連携
統制・指導
内部統制報告制度対応委員会/内部統制部門